

## 24. 麺類製造業

- 麺類（生麺、ゆで麺、乾麺、そば、マカロニ等）を製造する営業です。
- 第26号（複合型そうざい製造業）又は第28号（複合型冷凍食品製造業）に該当するものは除きます。
- 旧第31号から実質的な変更はありません。
- 麺類製造業の許可を受けた施設で調理麺（麺にねぎ、天ぷら、油揚げ、チャーシュー、コロッケ、カレー等を添付したもの）を製造する場合、そうざい製造業又は飲食店営業の許可は不要です。

